

平成24年度

# 那覇市住宅用太陽光発電システム 補助金制度について



那覇市では、化石燃料代替エネルギーの導入を促進することにより、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減するとともに、環境保護についての意識啓発を図ることを目的として、住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助を行います。

今年度の申請受付は**先着順**となります。  
制度の概要、対象、申請方法等については裏面もご確認ください。

募集期間

平成24年9月3日(月)～予算がなくなり次第**終了**  
※土日・祝日を除く 受付時間 8:30～17:15

補助対象経費

システムの設置に要する費用  
(太陽電池モジュール、架台、工事に関する費用等)

補助金額

システム1kwあたり**3万円**(但し**5万円**を上限とします。)

問合せ先

那覇市 環境部 環境政策課 地球温暖化対策推進室  
〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番1号(新都心銘苅庁舎4階)  
TEL (098)-951-3392 FAX (098)951-3230

# 平成24年度那覇市住宅用太陽光発電システム補助金制度

## 補助制度の概要

### 【補助の対象となる方】

次に掲げる要件のいずれにも該当する方

- (1) 平成24年4月1日以降に対象システムの設置に係る電力会社との電力受給契約を行う個人であること（平成25年3月11日までに第九条第一項の実績報告書を提出できる者に限る）
- (2) 次のいずれかに該当する個人であること。
  - ア. 自らが居住する本市内の住宅（住宅に事務所、店舗、その他これらに類する用途を兼ねるものを含む）に対象システムを設置する方。
  - イ. 本市内において自らの居住の用に供するため、新築する住宅に対象システムを設置する方。ただし、実績報告の日までに現に居住すること。
  - ウ. 本市内において自ら居住の用に供するため、対象システムを設置した新築住宅を購入する方。ただし、実績報告の日までに現に居住すること。
- (3) 本市の市税（国民健康保険税含む）を完納していること。
- (4) 同一世帯で過去に本市の太陽光発電システム補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 対象システムを設置する建物が、補助金の交付を受けようとする者（申請者）の所有する建物でない場合は、書面による所有者の設置承諾を受けていること。
- (6) 対象システムによる発電量等に関する情報提供に協力できること。

### 【補助の対象となるシステム】

次に掲げる要件のすべてに適合するシステム

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力の合計値が10kw未満のシステムであること。
- (2) 未使用であること。
- (3) 電力会社と電灯契約を締結することができること。
- (4) リース契約によるシステムではないこと。

## 応募方法

### 【必要書類】

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 以下に掲げる添付書類
  - ア. 対象システムに係る契約書及び内訳書の写し（申請時に対象システム設置に係る契約を締結していない場合に限り、見積書の写しでも申請は可能です。）
  - イ. 現況写真（設置予定箇所又は設置場所※カラー写真に限る）
  - ウ. 対象システムを設置する建物付近の見取り図
  - エ. 対象システムを設置する建物所有者の承諾書（第2号様式）（対象システムを設置する建物が申請者の所有でない場合に限り）
  - オ. その他、市長が必要とする書類

申請書等、書類様式は環境政策課窓口で配布しております。  
また、那覇市ホームページからもダウンロードできます。

## 手続きの流れ

補助金交付申請書の提出  
平成24年9/3(月)～

交付決定(不交付決定)通知

実績報告書の提出  
～平成25年3/11(月)

